

平成31（令和元）年度 白河市職員採用試験案内

平成31年4月
白河市総務部総務課

白河市では、平成31（令和元）年度職員採用試験を次のとおり行います。

◎募集職種

令和2年度（令和2年4月1日以降）採用

- 【大学卒程度】 行政事務・土木・司書
- 【障がい者対象】 行政事務
- 【高校卒程度】 行政事務
- 【資格免許職】 幼稚園教諭及び保育士・保健師・管理栄養士
- 【民間企業等職務経験者】 行政事務

◎第1次試験日・申込受付期間

試験職種	試験日	申込受付期間	実施要項・申込用紙 配付開始日
○大学卒程度	6月23日（日）	5月8日（水） ） 6月3日（月）	5月7日（火）
○障がい者対象 ○高校卒程度 ○資格免許職 ○民間企業等職務経験者	9月22日（日）	7月30日（火） ） 8月21日（水）	7月29日（月）

※試験の詳細は、各試験職種ごとの実施要項をご確認ください。

職員採用試験は、皆さんの申込みによって試験の準備が進められ、その経費には、市民の方々に納めていただいた税金が使われます。

貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした方は、必ず受験するようお願いいたします。

【市長からのメッセージ】

進取の精神で未来を切り拓く^{ひら} ～ 果敢に挑戦していきましょう ～

日本は今、全国的に人口減少が進み、市場規模の縮小やAI、IoTといった急速に発達する科学技術への対応、さらには社会保障のあり方や衰退する地方の活性化など様々な課題を抱えています。

こうした中、将来にわたり活力ある地域を維持していくためには、産業振興による雇用の確保や子育て・教育環境の充実、さらには観光振興等による交流人口の拡大に取り組むとともに、歴史や文化といった足元にある資源に光をあて、磨き、活かしながら、そこで暮らす人々の地域に対する愛着や誇りを醸成するなど地域を支える人を育てていくことが重要になると考えます。



幸い、本市は、首都圏にも近く、東北自動車道や東北新幹線などの高速交通体系にも恵まれており、歌枕として名高い「白河関跡」や日本百名城の一つに数えられる「白河小峰城」など歴史的・文化的資源も多く残されています。

また、震災で被災した小峰城の石垣修復も完了し、復旧・復興から本格的に新しいステージに入り、近年は市民一人ひとりの中に「自分のまちは自分でつくる」という気概が生まれ、積極的にまちづくりに取り組む気運も高まってきております。

こうした流れをより確かなものとしていくためには、市民と行政が同じベクトルを持つことが大切であり、そのためには職員自らが地域に入り、市民の声に耳を傾けなら何が求められているのかを考え、互いに知恵を出し合いながら、目の前にある課題に対し、果敢にチャレンジしていくことが重要だと考えます。



是非、市民のため、そして白河市の発展のために力になりたいという熱い思いを持ち、最後までやり抜く志を持った方、白河の未来を切り拓くため、ともに挑戦していきましょう。

福島県白河市長 鈴木 和夫

◇めざす「将来像」

白河市のまちづくりでは、「安全・安心でやすらぎのあるまち」、「活気と魅力にあふれ、愛着と誇りを持てるまち」、「一人ひとりの絆とみんなの力で輝く未来をつくるまち」の3つの理念を踏まえ、めざす将来像を次のとおり定めています。



市民が夢や希望を持って生活し、ふるさとを誇りに思い、守り、継承することが白河の復興と発展を支える力となります。白河を震災前の状態に戻すだけでなく、以前よりも安全・安心が確保され、活力と魅力あふれた白河をつくるため、ともに力を合わせて、先人から受け継いできた歴史と文化を活かし、新たな文化が息づくまちを創造し、輝かしい未来をひらいていくことを目指します。

◇めざす「職員像」

白河市では、すべての職員に共通する「目指すべき職員像」を次のとおり定め、その実現に向けた人材育成に取り組んでいます。

- ① 市民の視点に立ち、信頼される職員
- ② いつも明るく、市民から愛される職員
- ③ 郷土を愛し、貢献する職員
- ④ 自ら学び、成長する職員
- ⑤ 先を読み、挑戦する職員

◇先輩からのメッセージ

○産業部 農林整備課

三浦 勝（平成23年4月1日採用）

白河市役所を受験したきっかけ

私の父が公務員であったことから、小さい頃から将来の目標は地域の皆さんの役に立てる公務員になりたいと思うようになり、特に幼少時代から育ってきた白河市で仕事がしたいと思っていました。大学卒業後、民間企業でお世話になっていましたが、土木職の職員採用試験があることを知り、企業で培った経験を生かして白河市に少しでも貢献したいと思い受験しました。

現在の仕事の内容について

現在は、農業水利施設等の整備事業や維持管理、農業用ため池に堆積した底質土の浚渫しゅんせつを実施する放射性物質対策事業などを担当しています。

市内の農業活性化に向け、農業従事者の方々への支援、農作業への安全・安心の確保をテーマに日々、業務に取り組んでいます。

仕事にやりがいを感じる事、苦労したこと等

現在は農業水利施設の整備や森林整備に携わる部署にいますが、本市の土木職は、道路事業、都市計画事業、上下水道事業、文化財関係整備などの多くの分野の業務に携わることが出来ます。事業の達成に向け、苦労はありますが、「この道路ができて良かった」「良いものを作ってもらった」などの言葉をいただいたときは最高の喜びと市職員としての誇りを感じます。

受験されるみなさんへのメッセージ

現在、皆さんは採用試験に向けて、多岐に渡る分野の受験勉強で苦労し、気持ちが折れそうになるときもあるかもしれません。しかし、市役所で仕事をする上でも様々な知識が必要となるため、その苦労が無駄になることはありません。皆さんには、視野を広げて白河市の様々な分野に関心を持っていただき、「白河市をこんなまちにしたい、白河市でこんな仕事をしたい」という気持ちを胸に、頑張ってもらいたいと思います。

皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。

○建設部 まちづくり推進課

渡部 結歌（平成26年4月1日採用）

白河市役所を受験したきっかけ

私は学生時代に、地域における学習環境づくりや地域活動を通じた地域づくりに関心があり、生涯学習、社会教育の分野を専攻してきました。学んでいく中で、市民の方々に関わりながら地域の発展に貢献したいという想いが膨らみ白河市役所を受験しました。

現在の仕事の内容について

私は現在、まちの顔である中心市街地の活性化に関する業務を担当しています。白河市は2期10年間にわたり国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき各種事業を実施してきました。

まちの課題解消に向け、まちづくり会社や関係団体と調整・連携を図りながら、市の任意計画として策定した第3期計画の進行管理を主に担当しています。

仕事にやりがいを感じる事、苦勞したこと等

「歴史・伝統・文化が息づく市民共樂の城下町」をコンセプトに関係団体等と連携しながら各種事業に取り組んでいますが、短期間で効果が発現する事業ばかりではありません。これまでの事業の効果や課題の検証を踏まえ、市民の方々や関係団体と意見を交わしながら、まちの将来を見据えた業務に携わることができることにやりがいを感じています。

受験されるみなさんへのメッセージ

市役所の業務は、幅広く多岐にわたり大変なことも多いですが、その分やりがいのある仕事です。白河市の発展に貢献したい、もっと暮らしやすいまちにしたいと考えている皆さんと一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

○保健福祉部 国保年金課

菊池 裕太（平成27年4月1日採用）

白河市役所を受験したきっかけ

高校生時代、東日本大震災を経験しました。震災以降、自分が育った白河市で、今後の復興、発展に少しでも貢献していきたいと思ったのがきっかけです。高校卒業後、専門学校に進学し白河市役所を受験しました。

現在の仕事の内容について

国民健康保険の加入・脱退の手続きや保険給付に関する事務を行っています。
健康保険は私たちにとって必要不可欠な制度であり、国民健康保険被保険者の方々が安心して生活できるよう、日々、業務に取り組んでいます。
また、国保年金課を訪れる方から様々な相談を受けますので、それぞれのケースに的確かつ、円滑に対応できるよう努めています。

仕事にやりがいを感じる事、苦勞したこと等

現在の部署に配属されるまでは、国民健康保険制度について詳しくありませんでした。実際に働きながら分からないことは一つ一つ調べてみたり、先輩方に教えてもらいながら知識を蓄えることに苦勞しました。

日常の窓口対応では、複雑な制度を基本どおりの説明をしているだけではなかなか伝わりません。それでも、「とても分かりやすい説明でした。ありがとう。」などのお礼を頂いたときには苦勞した分、やりがいと職員としての喜びを感じました。

受験されるみなさんへのメッセージ

皆さんは今、試験勉強で忙しい日々を過ごされていると思います。大変だと思いますが、もし空いている時間があれば、ぜひ白河市内を散策みてください。白河市で生まれ育った方でも、まだまだ知らないことや場所がたくさんあると思います。白河市の魅力を再発見するきっかけになったり、職員になったらこんなまちにしていきたいといった想いが膨らみ、試験勉強へのモチベーション向上にも繋がるはずです。

「白河市のために働きたい」という強い志を持った皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。

1. 試験職種、採用予定人員及び受験資格

○令和2年度（令和2年4月1日以降）採用

試験職種		採用 予定 人員	受験資格（学歴不問）
大学卒程度	行政事務	5名 程度	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
	土木	1名 程度	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
	司書	1名 程度	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、図書館法第5条に規定する司書資格を有する者又は令和2年3月末日までに同資格を取得する見込みの者
障がい者 対象	行政事務	1名 程度	昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 ・都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者 ・知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された者 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
高校卒程度	行政事務	1名 程度	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
資格免許職	幼稚園教諭及び 保育士	5名 程度	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有する者又は令和2年3月末日までに同免許・資格を取得する見込みの者
	保健師	1名 程度	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、保健師免許を有する者又は令和2年3月末日までに同免許を取得する見込みの者
	管理栄養士	1名 程度	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、管理栄養士免許を有する者又は令和2年3月末日までに同免許を取得する見込みの者
民間企業等 職務経験者	行政事務	2名 程度	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、令和元年7月末日現在において民間企業等における職務経験を5年以上有する者 <ul style="list-style-type: none"> ※職務経験には、会社員、公務員、団体職員、自営業者、パートタイマー等として、週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。 ※職務経験が複数ある場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事していた場合は、いずれか一つの職歴に限りません。 ※連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く）は、職務経験から除きます。

(注) 平成31（令和元）年度実施の複数の試験を受験することはできません。受験資格を確認のうえ、いずれか一つの試験に申し込んでください。複数の申込みをした場合、最初に到達したもの以外の申込みは無効となります。

○欠格条項等

地方公務員法第16条の規定等により、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 白河市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	試験職種	出題分野等
教養試験	全職種 (※民間企業等職務経験者を除く)	社会、人文及び自然等に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式筆記試験
専門試験	大学卒程度 行政事務 司書	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策及び国際関係についての択一式筆記試験
	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施行についての択一式筆記試験
	幼稚園教諭及び保育士	社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健(精神保健を含む。))についての択一式筆記試験
	保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論についての択一式筆記試験
	管理栄養士	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営についての択一式筆記試験
社会人基礎試験	民間企業等職務経験者	社会的関心と理解、言語的な能力、論理的な思考力についての択一式筆記試験
事務適性試験	高校卒程度 行政事務	事務職員としての適応性を、正確さ、迅速さ等の作業能力の面から見る試験
適性検査	全職種	職務遂行上必要な素質及び適性についての検査

※ 第1次試験は活字印刷による出題とします。

※ 第1次試験の合格者に対して、受験資格の有無、申込書記載事項の真否、その他について調査します。

(2) 第2次試験

試験種目	試験職種	出題分野等
口述試験	全職種	主として人物、識見等についての個別面接及び集団討論による試験 ※障がい者対象試験は個別面接のみ
論文試験	全職種 (※障がい者対象、高校卒程度を除く)	課題に対する理解力、思考力、文章構成力、表現力等についての筆記試験(800字程度)
作文試験	障がい者対象、高校卒程度	一般的事項についての作文試験(800字程度)
身体検査	全職種	職務遂行に必要な健康状態についての検査(医師の発行する身体検査書を提出)

3. 第1次試験受験手続及び受付期間

(1) 申込受付期間

試験職種	受験申込み受付期間	実施要項・申込用紙配付開始日
○大学卒程度	5月8日(水)～6月3日(月)	5月7日(火)
○障がい者対象 ○高校卒程度 ○資格免許職 ○民間企業等職務経験者	7月30日(火)～8月21日(水)	7月29日(月)

※ 申込み受付は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

※ 郵送による申込みは、受付期間最終日の消印があるものまで有効です。

※ 第2次試験は、第1次試験の合格者を対象に実施します。

(日程等は、第1次試験の合格者に別途お知らせします。)

(2) 実施要項・申込用紙の請求方法

郵送で請求する場合	封筒の表に『(職種名)試験申込用紙請求』(例:「大卒行政試験申込用紙請求」など)と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封のうえ、下記の宛先まで請求してください。 ※郵送の関係上、申込み期限の7日前必着でお願いします。 請求先: 〒961-8602 白河市八幡小路7-1 白河市役所 総務部総務課
市役所に直接取りに来る場合	白河市役所総務部総務課及び各庁舎(表郷庁舎・大信庁舎・東庁舎)の地域振興課にて配付します。 (土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
ホームページからダウンロードする場合	白河市役所ホームページよりダウンロードし、各自印刷してください。 実施要項及び申込用紙の配付開始日よりダウンロードが可能です。 ※ダウンロードした申込用紙等は、必ずA4版の用紙(白色)に印刷してください(感熱紙は使用しないでください)。

(3) 受験申込方法

提出書類	<p>①受験申込書 表・裏の両面に必要事項を記入の上、<u>写真（縦45mm×横35mm）</u>を必ず貼付してください。 ※写真は申込前3ヵ月以内に撮影したもの（正面、無帽、上半身胸上） ※写真の裏面に氏名を記入の上、しっかり糊で貼ってください。</p> <p>②82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号） 1通 （受験票の郵送に使用します。）</p> <p>③手帳等の写し（障がい者対象試験のみ） 以下のいずれかの写しを添付してください（氏名、障がいの内容及び交付年月日が記載されているページの写し）。 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医による知的障害者の判定書 ・精神障害者保健福祉手帳</p> <p>④職務経歴書（民間企業等職務経験者試験のみ） 職務経歴等を記入してください。</p>
申込方法	<p>郵送の場合</p> <p>上記の提出書類を封筒（角形2号）に入れ、宛名の左側に『（職種名）試験申込』（例「大卒行政試験申込」など）と朱書きし、必ず<u>簡易書留</u>で郵送してください。 ※申込み期間最終日の消印まで有効。 ※返信用封筒の提出漏れにご注意ください。 送付先：〒961-8602 白河市八幡小路7-1 白河市役所 総務部総務課</p>
	<p>持参の場合</p> <p>上記の提出書類一式をそろえて、白河市役所に提出してください。（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。） 提出先：白河市八幡小路7-1 白河市役所 総務部総務課（本庁3階）</p>
受験票の送付	<p>受験申込者に対し、受付期間終了後に「受験票」を郵送します。 受験票が届いたら、3ヵ月以内に撮影した<u>写真（縦45mm×横35mm。正面、無帽、上半身胸上。）</u>を貼付の上、試験当日に必ず持参してください。 ※<u>受験票を忘れた場合、受験票に写真がない場合は受験できません</u>ので、ご注意ください。 ※受験票が第1次試験日の7日前までに届かない場合は、担当までご連絡ください。</p>

- (注) 1 受験申込書は必ず本人が記入してください。また、記載事項に不備のある場合は補正をしていただくこととなりますが、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので、十分注意して記入してください。
- 2 受験申込書等に含まれる個人情報については、本試験以外の目的には一切使用しません。
- 3 提出された書類は、一切返却いたしません。
- 4 車椅子の使用など、受験の際に配慮が必要な方は、担当まで個別にご相談ください。

4. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載されます。
(名簿の有効期間は、原則として1年間です。)
- (2) 当該名簿に登載された者については、欠員の状況等に応じて順次採用されます。
- (3) 採用の時期は、原則として令和2年4月1日です。
- (4) 受験資格がない場合や、受験申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (5) 資格・免許取得見込みの人が取得できない場合は、採用を取り消します。
- (6) 採用は全て条件付きで、原則として採用から6か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。(地方公務員法第22条第1項)

5. 給与・勤務条件等

(1) 給与(平成31年4月1日現在)

最終学歴	初任給月額(基準額)
大学卒	184,900円
短大卒	164,900円
高校卒	151,900円

- (注) 1 初任給は、学歴や職歴に応じて加算される場合があります。
2 この他に、諸手当(通勤、住居、扶養、期末・勤勉手当等)をそれぞれの支給要件に応じて支給します。
3 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(2) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの、午前8時30分～午後5時15分

(3) 休日等

土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始(12月29日～翌年1月3日)

(4) 休暇

- ・年次有給休暇 年間20日(1月～12月)
※4月採用の場合、採用年は15日。
- ・その他の休暇 病気休暇、結婚休暇、出産休暇、忌引休暇、夏季休暇、介護休暇等

(5) 配属先・異動

職種にもよりますが、採用後はできるだけ市民の方と直接接する職場への配属を行っています。その後は、本人の希望や適性などを勘案して、3～5年のサイクルで異動が行われ、幅広い職務を経験することができます。

(6) 昇任

採用後は、「主事」など係員の職に任命されます。その後は、本人の能力や実績、経験等に応じて昇任します。

(7) 福利厚生

定期健康診断や健康相談、メンタルヘルス講習会などにより職員の心身の健康管理に努めています。
また、共済組合や職員互助会による各種給付や貸付制度などがあります。

6. 参考（前年度の実施状況）

<平成30年度の主な試験等>

種類	職種	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	最終倍率
大学卒程度	行政（前期）	28人	9人	3人	9.3倍
	行政（後期）	35人	11人	2人	17.5倍
	司書	17人	5人	1人	17.0倍
	学芸員	6人	3人	1人	6.0倍
身体障がい者対象	行政	4人	1人	1人	4.0倍
高校卒程度	行政	12人	5人	1人	12.0倍
資格免許職	幼稚園教諭・保育士	27人	11人	9人	3.0倍
	保健師	9人	5人	2人	4.5倍
民間企業等職務経験者	行政	43人	10人	2人	21.5倍
選考	図書館司書	1人	1人	1人	1.0倍

7. その他

試験に関して不明な点は、電話やメール、郵便等により担当までお問い合わせください。

なお、郵便で問い合わせる場合は、往復ハガキ、または82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

【第1次試験会場 案内図】

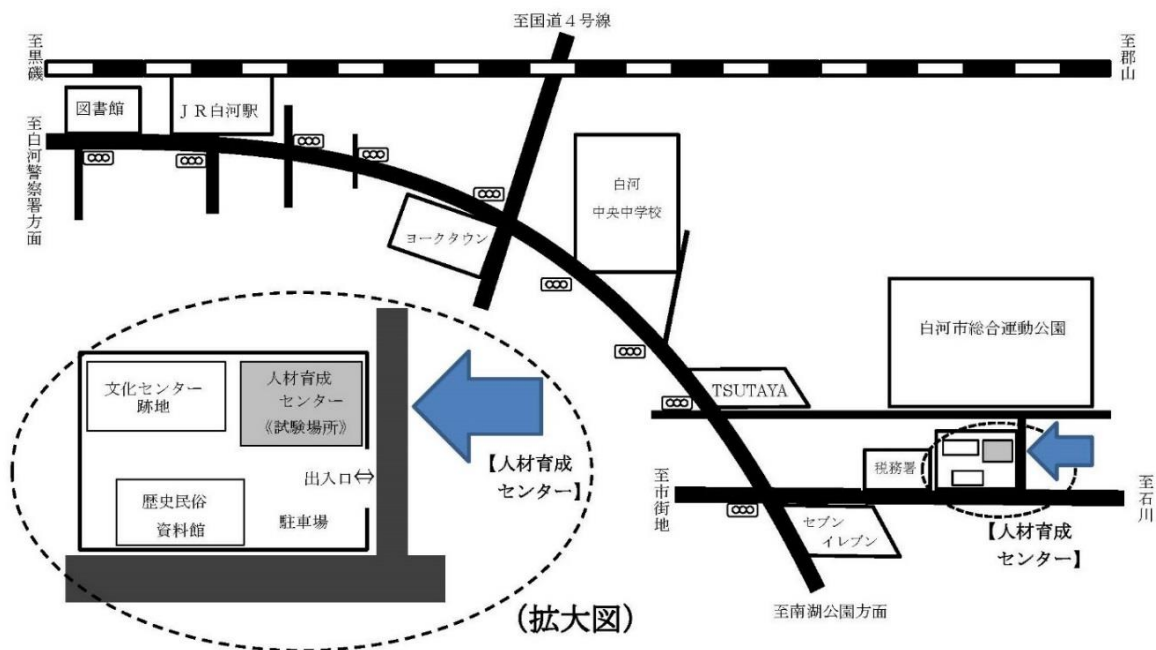
◎白河市産業プラザ・人材育成センター（予定）

所在地 白河市中田140番地

電話 0248-22-3512

※JR白河駅から約2km（徒歩約22分）

白河市産業プラザ・人材育成センター案内図



※試験会場は職種及び申込人数により決定しますので、受験票にてお知らせします。



《問い合わせ先》

白河市役所 総務部総務課人事係

〒961-8602 白河市八幡小路7番地1（本庁3階）

電話 0248-22-1111（内線 2315） FAX 0248-27-2577

E-mail somu@city.shirakawa.fukushima.jp